

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	都市建設部
監査の種類	平成28年度 定期監査（28監第36号 平成29年1月4日報告）
措置を講じた者	いわき市長 清水 敏男
通知を受けた日	平成29年3月17日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 支出事務（その2）</p> <p>補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない。</p> <p>※ 緑の少年団活動補助金の交付に係る事務については、市補助金等交付規則を事務処理根拠として交付決定を行っているが、補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、同規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるものの、個別の補助金交付要綱が整備されていない。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>緑の少年団活動補助金の交付に係る事務については、平成25年2月に総務課が策定した「補助金見直し指針」に基づき、個別の交付要綱を制定し補助金交付事務を行うべきところですが、これまで、市補助金等交付規則のみを事務処理根拠と誤って認識し、補助金交付事務を行ってきたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>行政の公平性や透明性の確保の観点から、事業の目的や対象経費等を明確に規定した「緑の少年団活動補助金交付要綱」を制定し、平成29年4月から適正に事務を執行して参ります。</p>